

西九州新幹線（武雄温泉・長崎間）における特別急行料金の  
上限認可申請に係る審議（２回目）

1. 日 時

令和４年５月１７日（火） １１：３０～１１：４５

2. 場 所

国土交通省 ４号館３階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

牧満（会長）、和田貴志（会長代理）

河野康子、山田攝子、二村真理子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審議室 久保、北間、宮田、本間、佐藤、上埜

4. 議事概要

- 令和４年５月１２日（木）の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、本件については、ＪＲ九州の既存の新幹線において既に設定されている料金と同水準の料金を適用することや、リレー特急との乗継に際しての割引料金を設定することなど利用者への配慮も行われていることも確認されたため、国土交通省設置法第１５条第３項の規定に該当する事案と認定した。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第７条の２の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。